2013年（平成25年）3月1日に

「省エネ法」が改正され、業務用冷蔵庫等がトップランナー制度の対象に追加されました

トップランナー制度とは？

●制度導入の背景

1979 年、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が制定され、1999 年の改正により、エネルギー消費効率の向上と普及促進を目的として「トップランナー制度」が導入されました。

●トップランナー制度について

- 省エネ法の中の、機械器具に関わる措置のことで、製造事業者及び輸入事業者等に省エネ型の製品を製造・販売するよう基準値を設け、その基準値をクリアするように課すものです。
- 業務用冷蔵庫等においても、現在商品化されている商品のうちエネルギー効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能等を勘案して基準値が定められ、エネルギー消費効率の更なる改善の推進が求められます。

対象機器

日本工業規格（JIS 規格）に規定される業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫が対象となります。

●縦型タイプ

●横型タイプ

●チェストフリーザー

●ストッカー

注：業務用冷蔵庫等とは、業務用冷蔵庫、業務用冷凍冷蔵庫、業務用冷凍庫（チェストフリーザー・ストッカーを含む）を示します。

注：除外要件がありますので詳細は一般法人日本冷凍空調工業会及び裏面各社にお問い合わせ下さい。

お客様に分かりやすい省エネ表示が始まります

2014年春から省エネラベリング制度によるカタログなどへの省エネ性能の表示を順次開始します

省エネラベリング制度とは？

省エネ法等に基づきメーカーが製品カタログに表示します。

2000年8月にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すものです。この省エネラベルでは、業務用冷蔵庫等が国で定める目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているか、その達成度合い（%）を表示します。

●『省エネラベルの表示（例）』

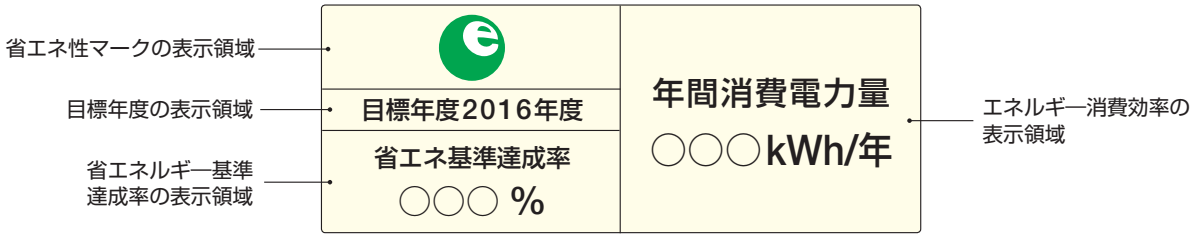

省エネマークの差異

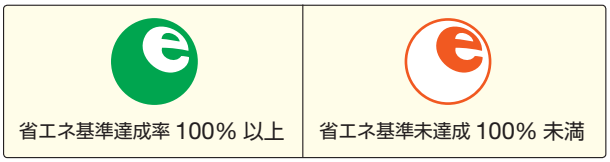

●『省エネラベルの見方』

（1）省エネ性マーク	省エネ性能の優れた製品（省エネ基準達成率 100%以上）には緑色のマーク、未達成（100%未満）の製品にはオレンジ色のマークを表示。
（2）省エネ基準達成率	製品区分ごとに定められた目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているかを%で表示。
（3）エネルギー消費効率	製品区分ごとに定めた測定方法で得られた数値で、年間消費電力量などその製品がどれくらいエネルギーを使うかを示しています。
（4）目標年度	省エネ基準達成の目標時期は、2016 年度に認定されています。

注：(2) (3) (4) は省エネ法によって定められています。

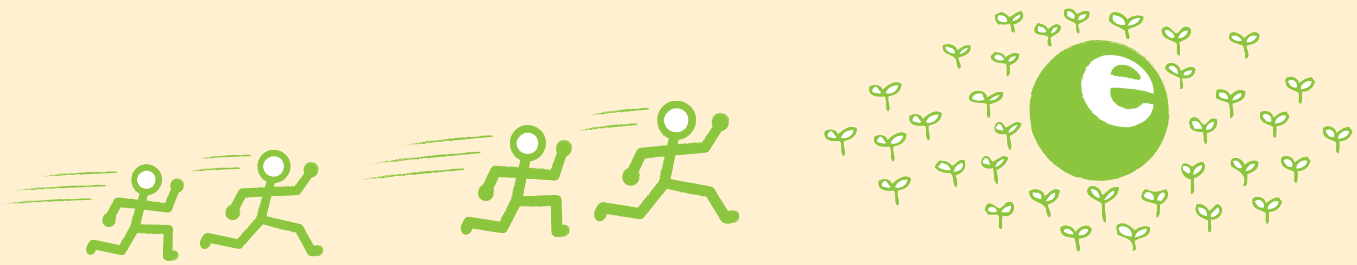

JRAIA 一般社団法人 日本冷凍空調工業会
The Japan Refrigeration and Air Conditioning Industry Association

http://www.jraia.or.jp/

● 業務用冷機応用製品委員会／冷機応用製品技術専門委員会

オリオン機械株式会社（http://www.orionkikai.co.jp/）
サンデン株式会社（http://www.sanden.co.jp/）
パナソニック株式会社（http://panasonic.co.jp/es/pesces/）
福島工業株式会社（http://www.fukusima.co.jp/）
株式会社フジマック（http://www.fujimak.co.jp/）
ホシザキ電機株式会社（http://www.hoshizaki.co.jp/）